

事前照会制度の改正

Q : 税務の取扱いについてわからないことがあれば事前照会できるそうですが、どのようなになっているのですか？

A : 個別事情にかかる事前照会については、一定の要件に該当しない限り、文書により回答が得られます。

【解説】

税務の取扱いに係る事前照会制度は、以前からありますが、この4月から納税者の利便性を向上させる観点から、一部改正されました。主な改正点は、次のとおりです。

- ① 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものが加えられました。
- ② 照会・回答内容の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報を原則非公表とされました。
- ③ 公表は、原則として、回答後60日以内に行うこととしていますが、事前照会者からの申出があり、その申出に相当な理由がある場合には、180日以内（改正前120日以内）の期間、公表を延期できることとされました。

この取扱いは、法令解釈通達などで、その取扱いが明らかにされていないものが対象となり、審査に必要な資料の提出や照会内容及び回答内容の公表、公表に伴って発生した不利益や問題は、事前照会者の責任において解決することに同意しなければなりません。

